

資料

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における
「治療」から「機能訓練」への転換

丹野 傑史*・安藤 隆男**

学習指導要領通達に伴い、東京都立光明養護学校が「治療」から「機能訓練」への転換したことによる、指導体制や教員の役割の変化について検討した。東京都では機能訓練師を導入し、「機能訓練」を専任で担当した。「機能訓練」は、マッサージや上下肢訓練等の医学的訓練から構成された。また、光明養護学校では、教員はほとんど「機能訓練」には関与せず、ケース会議の出席等に限られた。一方、学習指導要領制定前の光明養護学校における克服指導では、教員が教育活動を通じて児童の障害の改善克服に取り組んだ。しかし、克服指導は必ずしも全校的な取り組みではなかったこともあり、学習指導要領制定後の教職員構成の変容、在籍児童生徒の障害の重度・重複化等により、克服指導的な取り組みはなくなった。同じく専任が「機能訓練」を担当していた東京都立江戸川養護学校や東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校でも教員の関わりはほとんどみられなかった。

キー・ワード：東京都立光明養護学校 「機能訓練」 機能訓練師 学習指導要領

I. 問題の所在と目的

1963（昭和38）年2月、文部省は養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編（以下、昭和37年度版学習指導要領）を通達¹⁾した。昭和37年度版学習指導要領では、学校教育法第71条に掲げられた特殊教育の目的²⁾の後段「欠陥を補うために、必要な知識技能を授ける」に対応する指導として、「機能訓練」が教科「体育・機能訓練」に位置づけられた（文部省[1963]5）。「機能訓練」は「機能の訓練」、「職能の訓練」、「言語の訓練」といった理学療法・作業療法・言語治療のうち学校で実施可能な内容で構成され（文部省[1967]11-12）、実施にあたっては医師の処方により「特別な技能を有する教職員」が実施すると規定されたことから、学校現場で

は医学的訓練との認識が強かったと指摘されている（例えば、細村[1970]62; 文部省[1987]6-7; 村田[1977a]12）。

ところで、「機能訓練」は昭和37年度版学習指導要領の通達以前より肢体不自由養護学校で行われていた。例えば、「機能訓練」を行っていた学校として東京都立光明養護学校（現東京都立光明特別支援学校; 以下、光明養護学校）がある。光明養護学校は1932（昭和7）年に開校した日本で最初の肢体不自由児学校であり、草創期の肢体不自由教育において主導的な役割³⁾を果たした（早瀬[1990]6）。光明養護学校では、開校にも携わった整形外科医の高木憲次（1888-1963）が中心となって「治療」を整備し（松本[2005a]83）、各クラスに配置された看護婦が、マッサージ、歩行訓練、玩具治療⁴⁾、治療体操⁵⁾等の医学的訓練を行った（東京市立光明学校[1932]28-29）。一方で、玩具治療で

* 筑波大学大学院人間総合科学研究科

** 筑波大学人間系

は教科と連携した指導の必要性が指摘され（新井 [1935] 62）、治療体操は体操科の代替であり体育的な意味もあったなど（東京市立光明学校 [1938] 11）、「治療」は教育的性格も持ち合わせていた。

戦後になると、光明養護学校では、「治療」を医学的訓練から構成する「機能訓練」と教育活動から構成される克服指導に再編した。「機能訓練」については、従来行われていたマッサージや玩具治療等が位置づけられ、看護婦や養護教諭、技師補、理療師⁶⁾といった教職員が専任で担当した。克服指導は、教員が日常の生活訓練や教科指導を通じ、必要に応じて医師の指導を受けながら、学校教育活動全般を通じて行うことが示され、内容としては、学習における基礎指導等があげられた（松本 [1958] 22-23）。克服指導の実践では、教科指導の前段階として「機能訓練」を位置づけるなど、教科と「機能訓練」を系統的、一体的に捉えた指導が行われた（丹野・安藤 [2012a] 146-147）。しかしながら、昭和37年度版学習指導要領の通達に伴い、光明養護学校では「治療」から「機能訓練」へと転換し、内容に規定されなかった克服指導は教育課程からなくなった。

これまで、光明養護学校を対象とした先行研究は、戦前の光明学校時代の実践、人物を対象とした研究（例えば一宮 [1979]；北野 [1988]；松本 [2005a]；杉浦 [1991]）、戦後については学習指導要領制定前の教育体制、実践を検討した研究（丹野・安藤 [2011a, 2012a]；内田 [2013]）がある。学習指導要領制定後については、丹野・安藤（2011b）が特別学級の教育課程編成を検討しているが、「機能訓練」の指導体制は検討していない。「治療」から「機能訓練」へと転換したことで、指導要領制定前の「機能訓練」と比べて、転換後の「機能訓練」における担当者や訓練内容がどう変化したのか、克服指導がなくなったことで教科指導との関連がどう変容したのかといった点については、明らかとなっていない。また、肢体不自由教育全体においても、文部省は昭和37年度版学習指導要領にお

いて「特別な技能を有する教職員」に関わる資格要件等を規定しなかった。当時、誰が何を指導していたのか、教員は「機能訓練」にどう関わっていたのかについてもこれまで検討されてこなかった。

そこで本研究では、光明養護学校が昭和37年度版学習指導要領の通達に伴い「治療」から「機能訓練」へと転換したことにより、指導体制および指導内容が教員の役割がどう変わったのか、克服指導の理念や内容については引き継がれたのかどうかについて明らかにすることを目的とした。

II. 研究の方法

1. 研究対象校

光明養護学校小学部を研究対象とした。中学部については、ほとんどの生徒が「機能訓練」を受けていなかったこと、高等部は「機能訓練」の時間が設定されていなかったことから、研究対象から除外した。

また、光明養護学校における「機能訓練」の特徴について明らかにするため、比較対象校を設定した。2校選定した理由は、「機能訓練」の特徴が、学校単位なのか行政単位なのかを明らかにするためである。「機能訓練」の担当者について、昭和37年度版学習指導要領では「特別な技能を有する教職員」と規定したが、具体的な資格等については示さなかった。そのため、都道府県によって「特別な技能を有する教職員」の位置づけが違う可能性が考えられた。

そこで、光明養護学校と同じ都立の単独型肢体不自由養護学校1校、都立以外の肢体不自由養護学校1校を比較対象とすることにした。都立の肢体不自由養護学校としては、都立江戸川養護学校（現東京都立江戸川特別支援学校；以下、江戸川養護学校）を選定した。もう1校については、基礎的な資料である学校要覧が揃っているほか、当時の「機能訓練」の実態を発表した資料も残されている東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校（現筑波大学附属桐が丘特別支援学校；以下、桐が丘養護学校）の通学部

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換

を比較対象校に選定した。

2. 研究対象時期

昭和37年度版学習指導要領の通達に伴う指導体制等の変化について明らかにするため、学習指導要領実施前年の1962（昭和37）年度から1970（昭和45）年度までを対象時期とした。

3. 分析の観点および資料

「機能訓練」の指導体制、指導内容、教員の役割といった観点から分析を行った。分析資料は、一次資料として学校要覧、研究紀要、校内資料を用いた。この他に、機能訓練師の導入の経緯を明らかにするために東京都議会厚生文教委員会の議事録を、各学校の「機能訓練」の実態と課題を明らかにするために特殊教育教育課程研究集会の発表集を分析した。特殊教育教育課程研究集会は、文部省が主催し、学校現場の課題を調査して文部省が研究課題を定め、全国の学校が同一の課題に取り組んだ実践発表の場であり、1964（昭和39）年度、1965（昭和40）年度は「機能訓練」が課題にあがっている（全国肢体不自由養護学校長会 [1969] 159）。研究対象とした3校も東京集会において発表を行っており、各学校の実態や課題を知るのに適切な資料であると判断した。

また、一次資料を補完する二次資料として当時勤務していた教員の回想録、座談会記録、周年記念誌を使用した。なお、資料によって脳性まひの表現が異なっているが（脳性麻痺、脳性マヒ、小児麻痺等）、本研究では脳性まひに統一した。

Ⅲ. 東京都における機能訓練師の導入

東京都では、肢体不自由児、特に脳性まひ児に対する「機能訓練」としてマッサージを重視し、学習指導要領制定前の1958（昭和33）年よりマッサージを担当する技師補を、翌1959（昭和34）年度からは理療師を委託料マッサージ師として採用した（小松 [1991] 231）。いずれも、国による基準がない中で、東京都が独自予算措置で配置した機能訓練専任の職員であった。

理療師は非常勤職員であり、1961（昭和36）年度以降理療師の正規職員化の運動が起こった（糸山 [1965] 6；東京都議会厚生文教委員会 [1962] 69）。東京都教育庁もその運動に応え、1961（昭和36）年度より予算請求を行っており、1963（昭和38）年度予算において実習助手として機能訓練師8人分⁷⁾の予算が認められ（東京都議会厚生文教委員会 [1963a] 31）、7名⁸⁾の理療師が機能訓練師に任用替えとなった（東京都議会厚生文教委員会 [1963b] 88）。

翌1964（昭和39）年度にはさらに6人分の予算措置が認められ（東京都議会厚生文教委員会 [1964] 28）、前年度任用替えにならなかった1名と、1963（昭和38）年度に新たに理療師として採用されていた5名が機能訓練師へと任用替えになり、正規職員化の運動は結実した（糸山 [1965] 9）。なお、機能訓練師は、昭和37年度版学習指導要領における教科「体育・機能訓練」のうちの「機能訓練」を専門に担当する職員であり、その身分は実習助手であった（小松 [1991] 232）。

このような経緯もあり、東京都では昭和37年度版学習指導要領の施行時より機能訓練師による「機能訓練」が実施された。国（文部省）が資格要件等の基準を定めない中、東京都は「機能訓練」の重要性を認識し、他道府県に先駆け専任職員を独自予算で配置した。

Ⅳ. 光明養護学校における「機能訓練」の構成と特徴

昭和37年度版学習指導要領の通達および東京都による機能訓練師の導入により、光明養護学校の「機能訓練」がどう変化したのか、「機能訓練」の教育課程上の位置づけ、担当者および指導内容から明らかにしていく。第1に「機能訓練」の教育課程上の位置づけである。昭和37年度版学習指導要領では、「機能訓練」は教科「体育・機能訓練」として、体育と「機能訓練」を合わせて週に5時間配当されており、体育と「機能訓練」を何時間行うかについては特に示されていない（文部省 [1963] 3）。光明養

護学校では、1962（昭和37）年度の時点で「治療」を3時間、体育を2時間配当しており、「治療」の3時間が「機能訓練」の時間に充てられていた（東京都立光明養護学校 [1962a] 15, 23-24）。学習指導要領制定後は「体育・機能訓練」として5時間配当され⁹⁾、このうち「機能訓練」は3時間配当されていた（東京都立光明養護学校 [1963] 19; [1964] 13; [1965] 3; [1966] 12, 21; [1968] 12, 24; [1969] 14, 28; [1970] 14, 30）。すなわち、「機能訓練」の時間数は学習指導要領の制定前後で変化していなかった。

第2に「機能訓練」の担当者および指導内容である。Fig. 1に「機能訓練」の担当者および指導内容を示した。これより、①看護婦および養護教諭の役割が変わり、一部訓練内容に変化が見られたこと、②言語治療の担当が看護婦から教員に変わったこと、の2点を指摘できる。1点目について、機能訓練師の導入の伴い、マッサージや訓練の担当は機能訓練師のみになった。1965（昭和40）年度までは理療師や技師補が「機能訓練」の担当者に入っているが、前項で述べたように、機能訓練師は理療師、技師補からの任用替えであり、実質的には、担当者は変わらなかったといえる。訓練の担当から外れた看護婦および養護教諭について、1963（昭和38）年度から1965（昭和40）年度までの間は役割が示されていない。しかし、診断業務に看護婦および養護教諭が関わっていないということは考えにくく、実際には診断の補助業務に携わっていたと考えられる。また、Fig. 1で、1969（昭和44）年度に機能訓練師が減少しているが、これは都立城南養護学校が1969（昭和44）年4月に開校し、光明養護学校の一部児童生徒が転校したためである。

訓練の担当が、機能訓練師のみになったことを受け、看護婦や養護教諭が担当していた玩具治療は行われなくなり、訓練内容はマッサージを中心に、基本動作訓練や歩行起立訓練を行うようになった。例えば、1964（昭和39）年度に開催された特殊教育教育課程研究集会では、光明養護学校における「機能訓練」の内容とし

て「片足立ち」、「歩行訓練」、「立位姿勢保持」、「階段昇降」、「寝返り」、「マッサージ」があげられていた（吉岡・藤井・斉藤・永淵・糸山・桜井 [1964] 3-5）。

2点目は、言語治療の担当者の変更である。1966（昭和41）年度から、言語治療の担当者が教員の佐藤千代子（光明在職1950-1972）になった。佐藤千代子は音楽科の教員であったが、脳性まひ児の歌唱指導の前段階として発声訓練や発語訓練等の「機能訓練」を重視するなど、言語治療に対して熱心な教員であった（丹野・安藤 [2011a] 5）。なお、佐藤千代子は、言語治療の専任になる1965（昭和40）年度には、整形外科医の田口恒夫¹⁰⁾（1924-2005）のもとへ内地留学に派遣されたほか（佐藤 [1971] 奥付）、1966（昭和41）年度に光明養護学校に復帰した後は、音楽科の担当ではなく言語治療の専任として勤務していた。

ところで、1968（昭和43）年度の学校要覧では、「41年度より言語治療室¹¹⁾を設けて本年度は3年目を迎える」と記述されており（東京都立光明養護学校 [1968] 24）、佐藤千代子も、光明養護学校研究紀要で「本校に言語治療部門を設けてその研究と開拓を目指したのは41年度から」と記しており（佐藤 [1969] 3）、両記述より光明養護学校における言語治療は1966（昭和41）年度から開始されたと考えられる。一方で、丹野・安藤（2011a）は、学校要覧や肢体不自由研究協議会（全国肢体不自由（児）養護学校長会主催）、肢体不自由教育研究発表会（文部省、日本肢体不自由児協会主催）等の記録を基に、1959（昭和34）年度から1961（昭和36）年度にかけて、教員の松本昌介（光明在職1959-1979）が看護婦とともに田口恒夫の指示を受けて言語治療を行っていたと指摘している（丹野・安藤 [2011a] 5）。学校要覧等の記述において、このような矛盾が見られた要因として、松本昌介が担当した言語治療の位置づけがあげられる。1959（昭和34）年度から1962（昭和37）年度にかけての言語治療は、「機能訓練」であると同時に、特別学級の前段

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換

階としての役割も担っていた。そのため、後年の1972（昭和47）年度に出された『本校の重複障害児教育（昭和47年度報告）』では、松本昌介担当の言語治療は、特別学級の系譜に位置づけられている¹²⁾（東京都立光明養護学校重複障害児教育研究係 [1972] 1）。

以上、光明養護学校の「治療」から「機能訓練」への転換後の指導体制について検討してきた。言語治療を専任で担当していた佐藤千代子を除くと、担当者に教員は含まれていなかった。

ところで、問題の所在と目的で述べたように、学習指導要領制定前の光明養護学校では教員による克服指導が行われていたが、昭和37年度版学習指導要領の通達に合わせて教育課程からはなくなっている。一方で、昭和37年度版学習指導要領の解説等では「機能訓練」の時間の指導だけでなく、学校教育活動全般を通じて「機能訓練」を行う必要性が指摘された（例えば、藤田 [1963] 95; 文部省 [1965] 26）。学校教育活動全般を通じた「機能訓練」では、児童生徒

が自ら進んで障害を克服しようとする積極的な態度を養成し、生活能力の向上を目指すことが重視されており（文部省 [1967] 134）、克服指導の目的と近いものがある。

次項では、「機能訓練」において教員がどのような役割を担っていたのか（いなかったのか）、学校教育活動全般を通じて「機能訓練」を行う必要性が指摘される中で、同じような目的を持っていた克服指導のような指導形態が引き継がれたのかどうかについて検討する。

V. 「機能訓練」における教員の関与の低下

光明養護学校では、開校当初より看護婦を中心とした専任が医学的訓練を担当しており、教員の関与が少なかった¹³⁾。例えば、戦前の「治療」では教員の関与は治療体操の補助などに限られた（小野 [1969] 437）。戦後、「治療」を再編し訓練の類が「機能訓練」にまとめられて以降も、「機能訓練」の担当は理療師や技師補が中心であり、教員として関わっていたのは言

訓練内容	担当者	年度									
		1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	
マッサージ ¹⁾ 基本動作訓練	技師補	←1	1	1							
	理療師	←5	2								
	機能訓練師		←1	5	6	8		10	7	7	
上下肢訓練 歩行訓練	看護婦	←1									
	養護教諭	←1									
玩具治療	看護婦	←1									
	養護教諭	←1									
言語治療	看護婦	←1									
	専任教員					←1	2	2	2	2	
診断補助等 ²⁾	看護婦					←1	2	2	2	2	
	養護教諭					←1	1	1	1	1	

Fig. 1 「機能訓練」の担当者および内容

数字は人数を示し、破線のところは不明確。

1) 看護婦と養護教諭はマッサージは担当していない。

2) 診断を行うのは整形外科医。

東京都立光明養護学校（1963, 1964, 1965, 1966, 1968, 1969, 1970, 1972）より作成。

語治療専任の松本昌介だけであった（丹野・安藤 [2011a] 3-4）。

学習指導要領制定以後も教員の関わりは限定的である。1966（昭和41）年度の学校要覧では、担任の役割はクラスの児童全員が訓練を受ける際の補助者に限られている（東京都立光明養護学校 [1966] 21-22）。1968（昭和43）年度になると、介助職員¹⁴⁾が導入されたこともあり、訓練の際の介助は介助職員の担当となり、教員の関与は月1回のケース会議や学期末の話し合い等だけであり（東京都立光明養護学校 [1968] 24）、「機能訓練」の時間の指導には関わっていない実態も報告されている¹⁵⁾（糸山 [1965] 13）。教員の関与がさらに低下している様子がうかがえた。

次に、克服指導についてである。問題の所在と目的で述べたように、克服指導は学習指導要領の制定にあわせ、1963（昭和38）年度より教育課程からなくなった。学校において、それまで行われていた指導が急に行われなくなることは考えにくい。光明養護学校における克服指導は、次の4つの要因から、学習指導要領制定後はほとんど引き継がれなかったのではないかと示唆された。

第1に、機能訓練師の導入による職域の明確化である。昭和37年度版学習指導要領では、「機能訓練」の担当者は「特別な技能を有する教職員」と規定されていたが、東京都が導入した機能訓練師は、まさに「特別な技能を有する教職員」に該当する職員だったといえる。機能訓練師の存在により、「機能訓練」は機能訓練師の担当であり、教員の担当ではないという認識が、特に機能訓練師導入後に赴任した教員にはあったのではないかと推察される。

第2に、重度の脳性まひ児教育の在り方の模索という新たな教育課題である。光明養護学校においても、「重度の脳性まひ児の実態把握およびその特性に即した指導」が教育の努力点として掲げられていた（東京都立光明養護学校 [1963] 17; [1964] 11; [1966] 11; [1968] 11）。

第3に、教職員構成の変化である。Fig. 2に

光明養護学校小学部教員の人数および教職経験年数の推移を示した。光明養護学校小学部では、1963（昭和38）年度から1965（昭和40）年度にかけて教員構成が大きく変化した。このうち、1963（昭和38）年度末から1964（昭和39）年度については、1959（昭和34）年4月に赴任した5名の教員が5年目までの層から6年～10年目の層に移行したものであり、実質的には職員構成は変化していない。一方で、1964（昭和39）年度末から1965（昭和40）年度にかけては、10年以上のベテラン教員が3人異動し、併せて新任教員が5名赴任したことにより、教職員構成が大きく変化した。この結果、克服指導を経験している教員は、1962（昭和37）年度には17名いたのが1965（昭和40）年度にはほぼ半分の9名にまで減少した。

第4に、克服指導に対する教職員の認識である。克服指導が行われていた学習指導要領制定前の光明養護学校の教員組織文化について、「各教員のやりたいようにやらせてくれた」（松本 [2005b] 54）、「学級王国という言葉があるが光明はその通りであった」（三浦 [1990] 20）といった言及がある。これらの言及からは自律性が高く、個々の専門性に基づいた指導が展開されていたことが推察されるが、自律性の高い教員組織文化では組織全体として合意することが難しいことも指摘されている（今津 [1992] 46）。実際に、克服指導は目的と指導方針については示されたが、具体的な指導内容や指導場面は各教員に任されていたこともあり、教員間で教科指導と「機能訓練」の関連づけや「機能訓練」の取り扱いに違いがあったことが指摘されている（丹野・安藤 [2012] 147）。克服指導は、開始当初より教員個人の実践に留まっていたのではないかと考えられる。

以上、克服指導が引き継がれなかった要因として4つの可能性を述べた。第1から第3の要因についてはほぼ同時に、しかも極めて短期間に起きている。第4の要因から共通理解が成立しにくい教員組織文化を持っていた学校において、第1から第3の要因が加わったことで、

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換

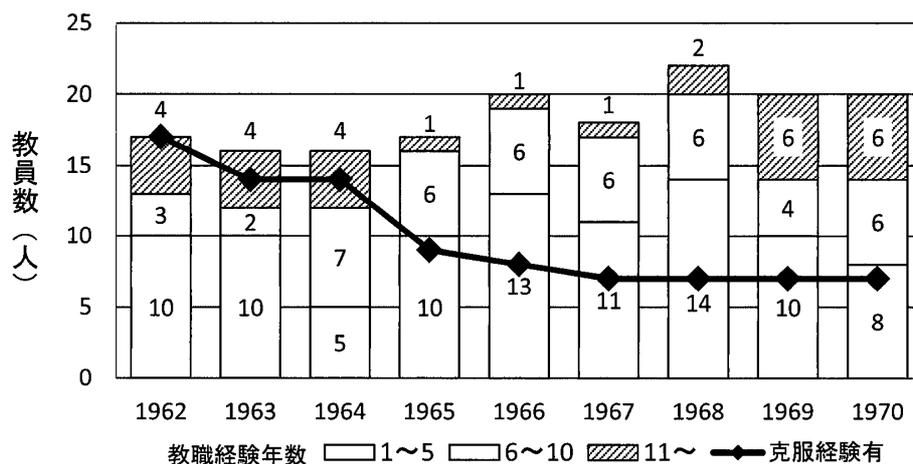


Fig. 2 光明養護学校小学部における教員構成の変化

1) 1967年度は担任のみ(専科含まず)。

東京都立光明養護学校(1963, 1964, 1966, 1968, 1969, 1970, 1972)より作成。

「機能訓練」のみならず克服指導に対する関心も低下した可能性が示唆された。

VI. 光明養護学校の「機能訓練」の特徴

ここからは、光明養護学校の「機能訓練」の特徴を、江戸川養護学校、桐が丘養護学校の「機能訓練」の指導体制、訓練内容、教員の役割との比較から検討する。Table 1に3校の「機能訓練」の教育課程上の位置づけ、「機能訓練」の担当者および訓練内容、教員の役割について示した。3校とも基本的に昭和37年度版学習指導要領の標準時間通り「体育・機能訓練」を5時間を配当し、3時間を「機能訓練」の時間に充てていた。また、江戸川養護学校と桐が丘養護学校ともに体育と「機能訓練」を並行して行っており、校医の診断によって「機能訓練」が必要な児童は「機能訓練」を、「機能訓練」の必要がない児童については担任による体育が行われていた。例えば、江戸川養護学校では小学部1、2年生は全児童が「機能訓練」を受け、小学部3年生以上については整形外科医の診察に基づき、機能訓練師と担任が協議して「機能訓練」の必要性の有無を判断していた(西[1964]1; 東京都立江戸川養護学校[1966]46; 東京都立江戸川養護学校[1967]39)。

次に、「機能訓練」の担当者および訓練内容である。江戸川養護学校は光明養護学校と同じく都立肢体不自由養護学校であり、機能訓練師が「機能訓練」の専任として配置されていた。訓練内容も基本訓練、上下肢の運動機能訓練、日常動作訓練とほぼ同じであった(西[1964]2; 東京都立江戸川養護学校[1966]46-47; 東京都立江戸川養護学校[1967]39-40)。また、光明養護学校では1966(昭和41)年度から開始していた言語治療については、1967(昭和42)年度に「おはなしの教室」を立ち上げ、話すことに重点を置いた指導が開始された(東京都立江戸川養護学校[1967]40)。

桐が丘養護学校では、訓練内容は上肢訓練、下肢訓練、言語訓練が位置づけられており、光明養護学校、江戸川養護学校と共通した内容であった。また、桐が丘養護学校では上肢訓練はOT、下肢訓練はPT、言語訓練はSTと訓練の内容に合わせて機能訓練師を配置していた¹⁶⁾(松本・三沢[1964]1)。

最後に教員の役割についてである。3校とも教員の関わりは非常に少ない様子が看取できた。江戸川養護学校では、機能訓練師が全面的に「機能訓練」の指導、評価を行っていた実態が指摘されている(西[1964]2-3)。桐が丘養

Table 1 各学校の「機能訓練」の指導体制

	光明	江戸川	桐が丘
機能訓練担当者	機能訓練師 言語治療専任	機能訓練師	PT, OT, ST
配当時数	3	0 (体育組) 3 (機能訓練組)	1~3 ¹⁾
訓練内容	基本動作訓練 上下肢訓練 歩行訓練 言語治療	基本動作訓練 上下肢訓練	上肢訓練 下肢訓練 言語訓練

1) 児童の実態に応じて時間数を決定。
東京都立光明養護学校 (1963, 1964, 1966, 1968, 1969, 1970),
東京都立桐が丘養護学校 (1963, 1964, 1965, 1966, 1968, 1969, 1970),
東京都立江戸川養護学校 (1966, 1967), 西 (1964), 松本・三沢 (1964) より作成。

護学校においても、PT、OT、STとそれぞれ専門家を配置し、専門性の高い訓練が行えた一方で、「機能訓練」が分業化され、結果的に教員が児童の実態を正しく把握できない実態があることが指摘された (石川 [1964] 7)。

以上3校の「機能訓練」の比較を試みた。3校ともに機能訓練師を配置しており、「機能訓練」の指導体制に大きな違いはなく、教員の役割も限定されていた。

VII. おわりに

1971 (昭和46) 年の学習指導要領改訂により、領域「養護・訓練」が新設され、「機能訓練」は「養護・訓練」へ移行した。また、1973 (昭和48) 年7月には教育職員免許法が一部改正され (昭和48年法律第57号)、養護・訓練を担当する専任教員として養護訓練教諭の規定が定められた。これにより、初めてこの分野の専任教員の資格要件が定められた。東京都が「機能訓練」の専任として機能訓練師を導入してから10年後のことであった。実習助手である機能訓練師が教科を担当することの問題や評価の在り方など課題もあったが、専門性の高い指導を行うために専任職員をいち早く採用した東京都は、先導的な役割を果たしたといえる。

一方で、機能訓練師の導入により職域が明確

になったこともあり、教員の関わりは低下した。これは、本研究で検討した光明養護学校、江戸川養護学校、桐が丘養護学校の3校に限らず、機能訓練担当の専任教職員を配置していた多くの学校で見られたという指摘もある¹⁷⁾ (例えば、村田 [1977a] 16)。

ところで、学習指導要領制定前の「機能訓練」について、例えば神戸市立友生養護学校や京都市立呉竹養護学校のように、全教職員が「機能訓練」を担当していた学校もあった。今後は、これらの学校において、昭和37年度版学習指導要領制定後、「機能訓練」は誰が担当していたのか、教員はどのような役割を果たしていたのか、あるいは「機能訓練」はどのような位置づけであったのかについて、これらの学校に関わる資料を収集し、光明養護学校の指導体制等と比較検討していくこと必要であると思われる。

註

- 1) 1958 (昭和33) 年に出された小学校学習指導要領が告示の形式であったのに対し、昭和38年版学習指導要領は、試案的な意味の強い学習指導要領という位置づけであったことから (村田 [1977b] 103; 文部省 [1965] 19)、告示ではなく文部省事務次官通達という形で出された。

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換

- 2) 2006年の学校教育法改正により特殊教育は特別支援教育へと移行し、目的の後段は「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」と改められた。さらに、2007年の「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第96号）により、特別支援教育の目的は学校教育法第72条に改められた。
- 3) 教育指導者講習会（文部省主催）や養護学校、特殊学級（肢体不自由児）教員養成講習の会場校となり、光明養護学校の教員が講師を務めた（東京都立光明養護学校 [1962b] 21-38）。また、各養護学校の教職員が光明養護学校に来校して指導を受けるなどした（藤田 [1982] 63; 早瀬 [1990] 6）。
- 4) 玩具治療は、光明養護学校初代校医である竹澤さだめ（1903-1943）が始めたものであり（松本 [2005a] 90）、玩具を使用し遊戯中に自然に行われる上肢の運動を治療手段に応用したものである（新井 [1935] 58）。
- 5) 治療体操は、「欠陥部位の治療矯正を目的として、合理的に配列された体育的運動類」（東京市立光明学校 [1938] 11）であり、主に粗大運動の訓練を、全教職員が担当した（北野 [1988] 175）。
- 6) 理療師は、1959（昭和34）年度より採用された、マッサージを担当する嘱託の非常勤職員であった（東京都議会厚生文教委員会 [1962] 69）。
- 7) 東京都教育庁が予算請求したのは16名分であった（東京都議会厚生文教委員会 [1963b] 33）。
- 8) 1962（昭和37）年度に理療師として勤務していたのは光明養護学校、江戸川養護学校合わせて8名であり、7名の任用替えにより1名が1963（昭和38）年度も引き続き理療師として勤務した（東京都特殊教職員組合連合東京特殊学校教職員組合機能訓練師部会 [1965] 8）。また、機能訓練師に採用された残りの1名は、東京都議会厚生文教委員会では看護婦となっているが（東京都議会厚生文教委員会 [1963c] 85）、技師補であったと指摘する資料もある（糸山 [1965] 7）。
- 9) 1965（昭和40）年度までは体育2時間、「機能訓練」3時間と配当されており、1966（昭和41）年度以降は体育・機能訓練で5時間配当されていた。
- 10) 整形外科医であり、肢体不自由児施設「整肢療護園」で言語訓練の指導を行ったほか、国立ろうあ者更生指導所（現国立身体障害者リハビリテーションセンター）言語課医療課長も務めた。
- 11) 施設設備としての「言語治療室」は1959（昭和34）年に設置されていることから（東京都立光明養護学校 [1959] 4）、ここでいう「言語治療室」は指導部門だと推察される。
- 12) 1965（昭和40）年度の特殊教育研究発表集会において、長沢（1965）は光明養護学校では1959（昭和34）年度から特別学級の設置が認められたが、実際には特別学級を設置せず言葉の指導を行ったこと、その状態は1961（昭和36）年度まで3年間続いていた発表している（長沢 [1965] 3）。
- 13) 1935（昭和10）年から光明養護学校（当時は光明学校）に勤め、後に校長も務めた小野勲（光明養護学校在職1935-1938, 1958-1972; 校長在任1958-1972）は、当時「治療」は毎日行われていたこと、「治療」に訓導（教員）は関わっていなかったことを述懐している（小野 [1969] 437）。
- 14) 東京都では、光明養護学校教員の松本昌介や光明養護学校PTAが中心となって介助員配置の運動を行い、1967（昭和42）年度より各学校に介助員の配置が認められた（松本 [1998] 31-88）。機能訓練師同様、介助員も東京都の独自予算措置であった。
- 15) 糸山（1965）によると、「機能訓練」は教科であり、教員でない機能訓練師が評価を行うことは制度上できないため、機能訓練師の評価を参考に、担任が児童生徒の「機能訓練」の最終評価を行っていた（糸山 [1965] 14）。
- 16) 専任職員のうち、PTとSTは非常勤であった（松本・三沢 [1964] 1）。なお、PTとOTに関しては「理学療法士及び作業療法士法」が施行されたのは1965（昭和40）年（昭和40年法律第137号）、STに関しては「言語聴覚士法」が施行されたのは1997（平成9年）（平成9年法律第132号）である。PTとOTについては、桐が丘養護学校の入院部（現在の施設併設部）が併設する、肢体不自由児施設整肢療護園が厚生省の委託を受け、1961（昭和36）年度より肢体不自由児施設の機能訓練担当者を対象に、PTとOTに関する研修を開始している（整肢療護園 [1961] 17）。
- 17) 村田（1977a）では指摘の根拠は示されていない

いが、当時村田茂は文部省初等中等教育局特殊教育教科調査官を務めており、全国的な傾向については把握していたと考えられ、それを元に指摘したものと推察される。

文献

- 新井アキエ (1935) 玩具治療に就いて. 東京市立光明学校紀要, 3, 58-62.
- 藤田貞男 (1963) 養護学校 (肢体不自由) 教育概説 - 小学部学習指導要領解説 -. 教育図書研究所.
- 藤田貞男 (1982) 寄宿舎を借りて全職員の研修を. 東京都立光明養護学校 (編), 光明五十年. アライ印刷, 63.
- 早瀬俊夫 (1990) 松本先生の思い出. 松本保平先生遺稿集刊行委員会 (編), 肢体不自由児とともに - 松本保平先生遺稿集 -. 田研出版, 6-7.
- 細村迪夫 (1970) 肢体不自由 - 基本的な事柄 -. 特殊教育, 9, 61-63.
- 糸山康雄 (1965) 東京都立肢体不自由養護学校における機能訓練師のたゝかい. 日本教職員組合第14次教育研究全国集会報告書 第19分科会.
- 石川昌次 (1964) 教育課程の編成について. 昭和39年度第1回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 北野与一 (1988) 日本における心身障害者体育の史的研究 (第15報) - 昭和20年までの東京市立光明学校における肢体不自由児体育について -. 北陸大学紀要, 12, 165-186.
- 小松昭雄 (1991) 資料・東京都公立養護学校教育史 - 全員就学・義務制への道 - (肢体不自由教育編).
- 松本和子・三沢晴子 (1964) 我が校に於ける機能訓練. 昭和39年度第1回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 松本昌介 (1998) 父母と教師が燃えたとき 肢体不自由養護学校介助員の記録. 田研出版.
- 松本昌介 (2005a) 竹澤さだめ 肢体不自由児療育事業に情熱を燃やした女医. 田研出版.
- 松本昌介 (2005b) 小野勲先生と肢体不自由教育. 肢体不自由教育, 171, 52-55.
- 松本保平 (1958) 学習における肢体不自由児の治療的取扱い. 肢体不自由教育研究発表会記録, 2, 22-23.
- 三浦和 (1990) 棹 - 肢体不自由教育三十年. 幸和印刷.
- 文部省 (1963) 養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編.
- 文部省 (1965) 養護学校小学部、中学部学習指導要領肢体不自由教育編解説. 日本肢体不自由児協会.
- 文部省 (1967) 機能訓練の手引き - 肢体不自由教育のために -. 日本肢体不自由児協会.
- 文部省 (1987) 肢体不自由教育における養護・訓練の手引き. 日本肢体不自由児協会.
- 村田茂 (1977a) 養護・訓練をめぐる. 林邦雄・村田茂 (編), 脳性まひ児養護・訓練の諸問題. 慶應通信, 1-19.
- 村田茂 (1977b) 日本の肢体不自由教育 その歴史的発展と展望. 慶應通信.
- 西淑江 (1964) 機能訓練の指導計画はいかに立てるか (現状報告を中心に). 昭和39年度第1回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 長沢文男 (1965) 肢体不自由 問題1. 昭和40年度第2回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 小野勲 (1969) 昭和10年の頃. 全国肢体不自由養護学校長会 (編), 肢体不自由教育の発展. 436-437.
- 整肢療護園 (1961) 整肢療護園のあゆみ.
- 佐藤千代子 (1969) 本校における言語障害児の問題と対策. 東京都立光明養護学校研究紀要, 8, 1-16.
- 佐藤千代子 (1971) 脳性まひ児の壁にいどむ - ある音楽教師の孤独なたたかい -. 黎明書房.
- 杉浦守邦 (1991) 初代光明学校校長結城捨次郎. 東山書房.
- 丹野傑史・安藤隆男 (2011a) 東京都立光明養護学校における「言語の克服指導」から「言語治療」への展開 - 1958年度から1962年度にかけての実践に着目して -. 特殊教育学研究, 49, 1-10.
- 丹野傑史・安藤隆男 (2011b) 肢体不自由養護学校における特別学級の設置と教育課程の展開 - 東京都立肢体不自由養護学校に着目して -. 障害科学研究, 35, 135-147.
- 丹野傑史・安藤隆男 (2012) 1957年度から1962年度にかけての東京都立光明養護学校における克服指導の実践 - 機能訓練との関連に着目して -. 特殊教育学研究, 50, 141-150.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1963) 昭和38年度学校要覧.

1963年の学習指導要領通達に伴う東京都立光明養護学校における「治療」から「機能訓練」への転換

- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1964) 昭和39年度学校要覧.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1965) 昭和40年度学校要覧.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1966) 昭和41年度学校要覧.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1968) 昭和43年度学校要覧.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1969) 昭和44年度学校要覧.
- 東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校 (1970) 昭和45年度学校要覧.
- 東京市立光明学校 (1932) 治療及矯正施設. 東京市立光明学校概要, 1, 28-29.
- 東京市立光明学校 (1938) 本校の治療体操. 東京市立光明学校紀要, 5, 11-14.
- 東京都議会厚生文教委員会 (1962) 東京都議会厚生文教委員会速記録 昭和37年第12号.
- 東京都議会厚生文教委員会 (1963a) 東京都議会厚生文教委員会速記録 昭和38年第2号.
- 東京都議会厚生文教委員会 (1963b) 東京都議会厚生文教委員会速記録 昭和38年第12号.
- 東京都議会厚生文教委員会 (1963c) 東京都議会厚生文教委員会速記録 昭和38年第1号.
- 東京都議会厚生文教委員会 (1964) 東京都議会厚生文教委員会速記録 昭和39年第9号.
- 東京都立江戸川養護学校 (1962) 研究紀要 I.
- 東京都立江戸川養護学校 (1966) 五周年記念誌.
- 東京都立江戸川養護学校 (1967) 昭和42年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1959) 昭和34年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1962a) 昭和37年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1962b) 光明三十年.
- 東京都立光明養護学校 (1963) 昭和38年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1964) 昭和39年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1965) 昭和40年度学校概要.
- 東京都立光明養護学校 (1966) 昭和41年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1968) 昭和43年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1969) 昭和44年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1970) 昭和45年度学校要覧.
- 東京都立光明養護学校 (1972) 光明四十年.
- 東京都立光明養護学校重複障害児教育研究係 (1972) 本校の重複障害児教育 (昭和47年度報告).
- 東京都立光明養護学校校内資料.
- 東京都特殊教職員組合連合東京特殊学校教職員組合機能訓練師部会 (1965) 資料 東京都立肢体不自由養護学校における機能訓練師の闘い. 日本教職員組合第14次教育研究全国集会報告書 第19分科会.
- 内田暢一 (2013) 昭和30年代初頭までの光明学校における「治療」に関する研究. 上越大学大学院平成24年度修士論文.
- 吉岡里・藤井啓・斉藤与子・永淵八太郎・糸山康雄・桜井要司 (1964) 体育・機能訓練の指導計画はいかにあるべきか—光明養護学校における機能訓練 (STを除く) の問題点—. 昭和39年度第1回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 四本良夫 (1965) 教育活動は全体を通して行われる機能訓練はどのような点に配慮して指導したらよいか. 昭和40年度第2回特殊教育教育課程研究集会 東京集会発表資料.
- 全国肢体不自由養護学校長会 (1969) 肢体不自由教育の発展. 日本肢体不自由児協会.

— 2013.8.30 受稿、2013.12.2 受理 —

Conversion from "Chiryo" to "Kinou kunren" by the Formation of Course of Study at Tokyo Metropolitan Komei Special School for Pupils with Physical Disabilities

Takahito TANNO* and Takao ANDO**

The purpose of the present study was to investigate the conversion from "chiryo" into "kinou kunren" at the Tokyo Metropolitan Komei Special School for pupils with physical disabilities by the formation of course of study in 1963. "Kinou kunren" at the Komei School was analyzed from the point of instructor, contents, and the role of the teachers. At the Komei school, instructors of "kinou kunren", which were assigned by Tokyo Metropolitan Board of Education, practiced medical training such as massage or "kinou kunren" for upper or lower limb. Teachers of Komei School were hardly involved with "Kinou kunren" and the participation of them was limited to the meeting and so on. Before formation of course of study, educational instruction named "kokufuku shido", which was related with "kinou kunren", was instructed by teachers at the Komei school. But "kokufuku shido" was not instructon based on common understanding. Therefore these instructions disappeared after the formation of course of study, since change of composition of teachers at Komei School or increase of pupils with severe disabilities. At the Tokyo Metropolitan Edogawa Special School and Kirigaoka Special School, Tokyo University of Education, specialists carried out "kinou kunren" and the role or participation of teachers was also limited too.

Key words: Tokyo Metropolitan Komei Special School for pupils with physical disabilities, "kinou kunren", instructor of "kinou kunren", course of study

* Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

** Faculty of Human Science, University of Tsukuba